競技委員会規則

(目的)

第1条 公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟(以下「連盟」という)競技委員会は、理事会を補佐し、競技会事業部と協力しながら、円滑かつ公平な競技運営と連盟会員及び会友の技術向上を図ることを目的とする。

(活動)

- 第2条 競技委員会は、前条の目的の達成のために次の活動を行う。
 - (1) 競技会の公認申請を審議すること
 - (2) 主催及び公認競技会の規則と試合要項を制定し、必要に応じてその改正を行うこと
 - (3) 上告委員会を兼ねて、主催及び公認競技会で生じたプレイヤからの上告を審理し裁定すること
 - (4) 年1回以上「JCBL 公認コンベンションリスト」を見直し、これを会員及び会友に公 表すること
 - (5) ディレクターの資格を審議して認定すること
 - (6) マスターポイント規則を制定し、必要に応じてその改正を行うこと
 - (7) その他前条の目的の達成のために必要な事柄について審議、決議すること

(構成と定数)

第3条 競技委員会は、理事会の指名する競技会事業担当業務執行理事以外の理事を委員長とし、 委員長に加えて、競技会事業担当業務執行理事1名と会員または会友からなる6名以上10 名以内の委員をもって構成する。この他、事務局員を含む2名までの委員を委員長が指名 することができる。

(委員の選出)

- 第4条 競技委員会委員は、会報で告知して公募し、理事会が立候補者の中から第3条の定数の 範囲内の委員を任命する。
 - (1) 立候補者が定数を下回る場合は、理事会が会員または会友から必要数の委員を任命する。
 - (2) 立候補者が定数を超えた場合は、理事会が5名連記の選挙を行って委員を任命する。
 - (3) 任期中の委員数が定数を下回ったときは、理事会は第4条1項に準じて新たに必要な数の委員を任命する。

(委員の任期)

第5条 競技委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員の報酬)

第6条 委員は、すべて無報酬とするが、交通費は実費を支給する。

(委員会の招集)

- 第7条 委員長は定例競技委員会を年6回以上招集する。またこの定例委員会は、開催日時、場所を十分な余裕を持って会報・連盟ウェブサイトなどで公表しなければならない。
- 第8条 定例委員会に加え、次の場合臨時の委員会を開催する。
 - (1) 委員長が必要と認めたとき。
 - (2) 委員の3分の1以上が開催を要求したとき。この場合、要求があった日から2週間以内に委員会を開催しなければならない。
- 第9条 委員会の招集は、臨時の場合を除き、遅くとも1週間前までに審議する議題とともに委員に通知しなければならない。

(定足数と議決)

- 第10条 競技委員会の議長は委員長が務める。委員長不在の場合は出席委員が互選で議長を指名 する。
- 第11条 委員会は委員現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を決することができない。 ただし、当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 第12条 委員会の議決は出席委員の過半数の賛成で成立する。賛否同数の場合は、議長が決する。
- 第13条 委員ではない会員及び会友も、定例、臨時いずれの委員会にも出席し、議題の提案およ び議題について意見を述べることができる。ただし、議決権はない。

(ワーキンググループ)

第 14 条 委員長は、必要に応じてワーキンググループを設置し、その委員を任命することができる。各ワーキンググループの長は、競技委員より任命し、委員は競技委員以外からも任命できるものとする。委員ではない会員及び会友も、前条の定めに準じてワーキンググループ会議に出席できる。

(会員の意見聴取)

第15条 委員会は、重要な議題について会員及び会友の意志を問うよう務めなければならない。

(議事録)

- 第16条 委員会の討議及び決議事項について議事録を作成し、速やかに理事会に提出しなければならない。
- 第17条 委員会の決議事項は、原則として会報・連盟ウェブサイトなどを通して会員及び会友に 速やかに公表しなければならない。

第18条 委員会は、決議事項について、その目的、経過、理由などを必要な手段で会員及び会友 に説明するよう務めなければならない。

(規則の変更)

第19条 この規則の変更は理事会の決議により行う。

変更履歴

1991年4月1日施行

2006年4月1日改定

2006年6月改定

2012年9月改定

2012年10月改定

2014年4月改定

2017年4月記述・体裁変更(規則類整備にともなう用語の統一、段落・フォントの変更)